

ドイツの連邦親手当・親時間法—所得比例方式の育児手当制度への転換

齋藤 純子

【目次】

はじめに

I 連邦親手当・親時間法の概要

II 親手当制度の特徴と意義

III 親手当制度をめぐる論点と今後の課題

翻訳：2006年12月5日の親手当及び親時間に関する法律（連邦親手当・親時間法）

はじめに

ドイツでは、「2006年12月5日の親手当を導入するための法律」が2006年12月11日に公布され、2007年1月1日から施行された。この法律は、「第1部 親手当及び親時間に関する法律（連邦親手当・親時間法）」「第2部 その他の法規定の関連改正」「第3部 施行、失効」の3部で構成されるが、中心をなすのは、第1部の連邦親手当・親時間法である。

この法律によって、ドイツの育児手当制度は、2007年1月1日の出生を境にして、定額制の「育児手当（Erziehungsgeld）」を支給する制度から、子の出生前の所得の67%を補償する所得比例方式の「親手当（Elterngeld）」を支給する制度に大きく転換されることになった。なお、これまでの育児手当及び親時間（育児休暇）について定めていた「育児手当及び親時間に関する法律（連邦育児手当法）」の規定のうち、「第2章 被用者のための親時間」の章は、新しい連邦親手当・親時間法に第2章として吸収されたことにより、2006年12月末で廃止されたが、同法のその他の規定（「第1章 育児手当」ほか）は、経過措置として、2008年12月末まで引き続き適用される。

旧法である連邦育児手当法については、「育児休暇」が「親時間」に改められた後の2001年12月7日公示の法文に基づいた全文訳が、以前本誌に掲載された。^(注1)しかし、その後、親時間に関する規定についても、制度の骨格に変更はないものの2回の改正が行われ、さらに今回の新法制定に伴い、若干の修正が行われている。このような経緯に鑑みて、この際、親時間に関する規定（第2章）を含む連邦親手当・親時間法の全文を翻訳し、新しく発足する制度全体の概要を紹介することとした。

なお、この法律については、すでに法案の段階で、提出に至る経緯、概要及び問題点等を本誌第229号(2006.8)で紹介している。^(注3)

I 連邦親手当・親時間法の概要

1 構成

連邦親手当・親時間法（全27か条）は、以下の3章で構成される。

第1章 親手当（第1条～第14条）

第2章 被用者のための親時間
（第15条～第21条）

第3章 統計規定及び末尾規定
（第22条～第27条）

2 親手当に関する規定

第1章の親手当に関する規定の概要は、次のとおりである。

【請求権者】（第1条）

請求権の基本要件は、以下の4点である。

- ① ドイツ国内に居住していること又は常時滞在していること。

- ② 自分の子と同一世帯で生活していること。
- ③ 子の世話・養育を自ら行っていること。
- ④ フルタイムの就業をしていないこと。

例外的に、国内で成立している雇用関係・勤務関係に基づいて一時的に国外に派遣されている者等は、①の要件を満たしていなくとも請求権が与えられる。また、自分の子以外でも、養子にする目的で受け入れた子や配偶者又は人生パートナー（登録した同性婚の相手^(注4)）の子についても、同一世帯で生活していれば、請求権が与えられる。

国籍要件はなく、移動の自由(Freizügigkeit)を有している外国人(EU 構成国の国民等。ただし、新規 EU 加盟国からの被用者については、なお制限がある。)は、ドイツ人と同様に扱われる。移動の自由を有していない外国人については、定住許可を有する場合、就業可能な滞在許可を有する場合など、永続的な滞在が見込まれる場合に限り、請求権が与えられる。

週労働時間30時間以内の就業は、④の要件に該当する。

【支給月額】(第2条)

基本の支給月額は子の出生前1年間の平均月間就業所得の67%とされる。ただし1,800ユーロ(約28万3000円^(注5))を最高支給額とする。

特例として、以下の措置がある。

① 低所得者のための支給率の加算

平均月間就業所得が1,000ユーロ(約15万7000円)未満の低所得者に対しては、1,000ユーロとの差額2ユーロごとに支給率が0.1%加算される。例えば、平均月間就業所得が340ユーロだった場合、1,000ユーロとの差額660ユーロを2ユーロで除し0.1を乗じて得られた33%が加算され、支給率は100%となり、子の出生前の所得と同額の340ユーロが支給されることになる。

② 無所得者・低所得者のための最低額保障

子の出生前の所得額にかかわらず、最低支給額として300ユーロ(約4万7000円)が保障される。

③ 多胎児出生の場合の加算

多胎児出生の場合は、子が1人増えるごとに300ユーロが加算される。つまり、双子であれば300ユーロ、三つ子であれば600ユーロが加算される。

④ パートタイム就業の場合の再算定

子の出生後に親手当を受給しながらパートタイム就業(週30時間以内)を行う期間については、出生前の平均就業所得(ただし2,700ユーロ(約42万5000円)を上限とする。)と出生後の平均就業所得(見込み)の差額を、子の世話・養育のための所得損失額とみるべき基準額として、支給月額をあらためて算定する。すなわち、出生前の就業所得でなく差額を基準として、その67%(出生前の就業所得が1,000ユーロ未満の低所得者については加算された支給率を適用)の親手当を支給する。

⑤ 兄弟姉妹がいる場合の支給率の加算

同一世帯に3歳未満の子が2人又は6歳未満の子が3人以上いる期間中は、支給率を10%加算(最低額75ユーロ(約1万2000円)を保障)する。

いわゆる「きょうだいボーナス」の規定である。当初の法案では、子の出生後2年以内に次子が出生した場合、上の子について支給された親手当の額と、下の子について算定された親手当の額との差額の2分の1の額を加算すると規定していたが、算定方法がわかりにくいという理由により、委員会審査の段階で、加算率を明記した規定に修正された。

【他の給付との調整】(第3条)

母親手当(使用者による付加給付を含む。)、所得代替給付、外国で又は国際機関から支給される育児手当に相当する給付が、親手当と併給

される場合には、これらの給付は親手当に算入される。すなわち、その分だけ親手当の支給額が減じられるのが原則である。ただし、親手当の最低保障額(300ユーロ)は、この調整措置の対象とならない。

【受給期間】(第4条)

親手当は月払いで支給される。親手当の請求権は合計で12か月分とされるが、世帯の就業所得が更に2か月間減少する場合には、2か月分がこれに加えて支給される。これは、いわゆる「パートナ一月」の規定である。母親に代わり父親が2か月間休業又は勤務時間の短縮を行うことを想定しており、父親の育児参加の促進を目的として設けられた。つまり、親手当は子の出生から月齢14か月までの間、受給することができることになる。両親は、月払いの親手当を交代で受給することもできるし、同時に受給することもできる。

親の一方が受給できるのは、最高12か月分とされる。ただし、重大な疾病等の理由により、もう一方の親が子の世話をすることができない場合には、例外的に、一方の親による14か月分の受給が認められる。単独で子と同居し世話をしている親(シングルマザー/シングルファザー)も14か月分の親手当を受給することができる。

【請求権の競合】(第5条)

両親の双方が請求権の要件を満たす場合には、請求権行使の分担の仕方は、両親の間で決定する。

【支給方式】(第6条)

親手当は支給が認められた各月のうちに支払われるが、申請すれば、2倍の期間にわたって毎月2分の1の額を受給することもできる。

【申請手続】(第7条)

受給の申請は文書で行わなければならない。申請を行った月から3か月に限りさかのぼって受給することが可能である。申請書には、支給を受ける対象月を明記し、原則として申請者及びその他の受給権者が署名しなければならない。

【申請者の情報提供義務と見込みの所得額に基づく支給】(第8条)

申請書に見込みの所得額を記入した場合には、受給期間の終了後に実際の所得額を証明しなければならない。申請書に無所得の見込みを記入した場合、実際に所得があったときは取消しとなることを条件として、支給が行われる。

【使用者の証明・情報提供義務】(第9条)

就業所得及び週労働時間の証明に必要である場合には、使用者はその被用者の労働報酬、控除した賃金税・社会保険料、週労働時間を証明しなければならない。

【他の社会給付の支給への影響】(第10条)

他の社会給付(失業手当II、社会扶助、住居手当、子ども割増金等)の支給のために所得調査が行われる場合、親手当及び州の育児手当は、通常の場合では、合計月額300ユーロまでは所得とみなされない。つまり、このようなケースでは、これら社会給付に加えて、300ユーロの親手当を受給することができる。

【扶養義務への影響】(第11条)

合計で300ユーロまでの親手当及び州の育児手当の受給は、扶養の義務関係に影響を及ぼさない。

【管轄、費用負担】(第12条)

州政府又はその委任を受けた機関が、この法

律の施行を管轄する官署を指定する。指定された官署は、親時間について助言を行う義務も負う。

親手当の支給に必要な費用は、連邦が負担する。

費用総額は、出生数と受給者の所得水準に左右されると思われるが、法案では、年間66万件の請求があり、請求権を有する父親の27%が請求を行うと仮定して、親手当への完全移行後の年間支給総額を約40億ユーロ（約6292億円）と見積もっている。

【法的救済手段】（第13条）

親手当の支給に関する公法上の紛争については、社会裁判所が管轄する。

【過料】（第14条）

故意又は過失により、就業所得の証明義務、事情変更の通知義務、証明書の提出義務を適切に果たさない申請者・受給者は、2,000ユーロ（約31万5000円）以下の過料に処することができる。

3 親時間に関する規定

親時間に関する規定は、基本的には従前と同じであるが、その概要は次のとおりである。

【請求権】（第15条）

自分の子や自分のもとに受け入れた一定の子と同一世帯において生活し、世話と養育を行っている被用者は、親時間を請求することができる。請求権は子が満3歳になるまで存する。親時間の期間のうち1年までは、使用者の同意があれば子が満8歳になるまでの期間に繰り延べることができる。親時間は、両親の間で分担して取得することも、両親のどちらかが単独で又は同時に取得することもできる。親時間の期間中、週30時間以内の就業は許される。被用者は労働時間の短縮及びその具体的方式を使用者に

申請することができる。労働時間の短縮について両者が合意しない場合でも、従業員15人超の事業所で勤続期間が6月を超える被用者が、使用者に対し7週前に文書によって、2か月以上の期間のパートタイム労働（週15～30時間）の申請を行ったときは、これに対抗する「差し迫った」経営上の理由がない限り、当該被用者には当該労働時間短縮の請求権が認められる。

被用者には、一般に、パートタイム・^(注6)有期法の規定により、労働時間短縮の請求権が同様の条件のもとに認められるが、この場合、請求権に対抗しうる経営上の理由は「差し迫った」ものである必要はない。これに対し、育児のためのパートタイム労働の請求権に対抗するには、「差し迫った」経営上の理由が必要であり、より強力な請求権が与えられていることになる。

なお、申請の期限は、これまで6週前（子の出生又は産後の母親保護期間に続けて取得する場合）又は8週前（その他の場合）とされていたが、新法制定に伴い、7週前に統一された。また、請求することのできるパートタイム勤務の最短期間は、これまで3か月とされていたが、「パートナ一月」の期間と同一の2か月に改められた。

【請求手続】（第16条）

親時間の請求は、使用者に対し、取得開始の7週以上前に文書で行わなければならない。

第15条と同様、新法制定に伴い、申請の期限は、7週前に統一された。

【保養休暇の短縮】（第17条）

使用者は、親時間を取得する被用者に対しては、親時間の取得月数に応じて年間の保養休暇の日数を12分の1ずつ短縮することができる。

【解雇禁止】（第18条）

使用者は、親時間の取得を請求した時点（た

だし最長でも取得開始の8週前)から親時間の期間終了までは、当該被用者を解雇することができない。解雇が許されるのは、州の労働者保護担当省等の許可が得られた特別な場合に限られる。

【親時間終了時の退職】(第19条)

被用者は、3か月の予告期間を遵守していれば、親時間の期間終了時に労働契約の解約を告知することができる。

【職業訓練のための就業者、家内労働の就業者】(第20条)

職業訓練のための就業者も被用者として親時間の請求権が与えられる。家内労働の就業者も、作業工程に従事している場合には、委託者等を使用者として、親時間の請求権が与えられる。

【期間の定めのある労働契約】(第21条)

ドイツでは労働契約は期間を定めないことを原則とするが、客観的な理由が存在する場合には期間の定めのある労働契約を締結することが許される。ここでは、親時間中の代替要員の雇用は、労働契約の期間を定める客観的な理由に該当することを定めている。

4 その他

なお、この連邦親手当・親時間法を制定した「2006年12月5日の親手当を導入するための法律」の「第2部 その他の法規定の関連改正」において、親手当について以下のとおり規定された。

【所得税法上の扱い】((6) 所得税法改正)

失業手当等の所得代替給付と同様に、親手当自体は非課税とし、所得税の課税対象には含まない。

ただし、「累進留保」(所得税法第32b条)の対象とし、所得税率を決定する際に、その他の課

税対象所得がある場合は、これに加算するものとする。こうして所得税率は、親手当の受給による経済力の増大も評価して決定されることになる。

II 親手当制度の特徴と意義

1 これまでの育児手当・親時間制度

これまでの育児手当は、専業主婦を含め育児のために就業を抑制する親に対して支給されてきた。手当は定額で、月額300ユーロ(約4万7000円)が最長2年間支給されるのが基本である。オプションとして、1年間に集中して受給する方式を選択することも可能で、この場合、支給額は月額450ユーロ(約7万1000円)となる。

1986年の導入当初、6か月までについては所得制限がなかったが、1994年から所得制限が行われるようになり、その限度額も次第に引き下げられてきた。例えば、夫婦の場合、育児手当を受給できる所得限度額は、2004年以降は、年間3万ユーロ(約471万9000円)となっている。7か月目からは、更に低く設定された所得限度額(例えば、夫婦の場合、2004年以降、年間16,500ユーロ(約259万5000円))を超えると、超過する所得額に応じて支給額が減額される仕組みとなっている。

これらの措置の結果、育児手当は、その支給範囲が狭められた上、ごく少額しか支給されないことも稀でなくなった。受給者に関する統計^(注7)を見ると、例えば、受給者総数は、2003年の約65万人から、2004年には43万人に激減している。これは、2004年からの限度額引下げの影響であると思われる。また、2004年の受給者43万人のうち、約6万人は最初の6か月しか受給していない。さらに、7か月以降について見ると、月額300ユーロを受給する基本方式の場合、全額300ユーロ(約4万7000円)を受給しているのは約25万人にとどまり、約8万4000人は減額された手当を受給している。しかも、そのうち約2

万9000人は、月額100ユーロ（約1万6000円）未満の手当しか受給していない。育児手当は、子どもが生まれたすべての家庭に対してあまねく給付されるものでなく、低所得の家庭を支援するものに変容していたと言える。

このように、これまでの育児手当は、支給額が少ないために出産・子育て期の家庭にとって効果的な所得保障となりえていなかった。また、その結果として、稼ぎ手である父親の休業が事実上不可能であり、父親と母親の双方に職業と家庭の両立を可能にすることができなかったのである。

そこで、次に、育児休業の実態を、連邦家庭高齢者女性青少年省の『連邦育児手当法第15条及び第16条の^(注8)効果に関する報告書』によって見てみたい。この報告書は、連邦育児手当法第24条第2項の規定に基づき、新設された親時間制度の効果を評価するために連邦政府が連邦議会に提出することを求められていたものである。

この報告書作成のために行われた抽出調査によれば、2歳未満児がおり、親時間の請求権を有する者が少なくとも1人以上いる世帯での親時間の取得の仕方は、次のようになっている。

2 歳未満児のいる世帯での親時間の取得状況 (2003年)

親時間取得と就業のパターン	割合
母親が親時間中・無就業	60.1%
母親が親時間中・パート就業	32.2%
両親とも親時間中・無就業	4.7%
両親とも親時間中・パート就業	0.2%
シングル（無就業）	1.1%
シングル（パート就業）	1.7%

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *Bericht über die Auswirkungen der §§ 15 und 16 Bundeserziehungsgeldgesetz*, 2004. S.16.

つまり、「母親が親時間を取得して休業する」という世帯が6割、次に「母親が親時間を取得

しながらパートタイム就業をする（勤務時間を短縮する）」という世帯が3割となっており、いずれにせよ「母親だけが親時間を取得する」というパターンで9割以上を占める。これに対し、父親が何らかの形で親時間を取得している世帯は、両親の双方が休業するパターンと両親の双方がパートタイム就業をするパターンを合わせても、5%に満たない。

このように、パートタイム就業と並行して取得可能な親時間という制度が導入されても、これによって直ぐに父親の育児参加が進むということにはなかった。実際には、両親の双方が育児と就業を両立できるようにはならなかったのである。

2 新しい親手当制度

●導入の背景と経緯

ドイツの合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む子の数を表す。）は、70年代に2を割り込み、以後ずっと1.3前後の低水準にとどまってきたが、ナチス時代の優生政策の記憶から出産促進政策はタブーでもあり、少子化が社会問題として取り上げられることはなかった。しかし近年、人口減少の経済・社会全体への負の影響が認識され始め、少子化対策の観点から家族政策の効果が論じられるようになってきた。

2003年11月には、報告書『活発な人口発展のための効果的な家族政策』^(注9)が公表された。この報告書は、連邦家庭高齢者女性青少年省の委託を受けて、経済学者であるリュールupp博士らがまとめたものである。この報告書は、効果的な家族政策、すなわち、出生率の上昇と女性の就業率の上昇という2つの目標を同時に追求する家族政策が必要であると主張し、具体的な対策として、①保育施設の拡充を進めること、②育児休業による所得減少（機会費用）を少なくするために所得比例の休業給付（「親手当（Elterngeld）」）を導入することを提言した。こ

の「親手当」構想は、育児休業の機会費用をゼロとするために純所得の67%を12か月支給するもので、そのうち3か月は「パパの月／ママの月」として親の一方に割り当てることを予定していた。

この構想は、2005年9月の連邦議会議員選挙における社会民主党のマニフェスト「ドイツへの信頼」^(注10)に盛り込まれ、選挙後、大連立政権を樹立することとなったキリスト教民主同盟、キリスト教社会同盟、社会民主党の連立協定「共にドイツのために一勇気と思ひやりをもって」^(注11)(2005年11月11日)には、2007年から「親手当」(ただし「パパの月／ママの月」は2か月)を導入することが明記された。

その後、2006年5月1日の連立与党間協議の合意で、「パパの月／ママの月」はボーナスとして追加することとし、支給期間は全体で14か月に延長することが決定された^(注12)。

以後、法案の起草から議会通過までの主な経過は、次のとおりである。

2006年

- ・ 5月2日 連邦家庭高齢者女性青少年省担当官案の公表
- ・ 6月14日 政府案の閣議決定
- ・ 6月18日 連邦参議院への政府案送付
- ・ 6月20日 連邦議会に連立与党案(内容は政府案と同一)提出
- ・ 6月22日 連邦議会で連立与党案の第一読会
- ・ 7月3日 連邦議会家庭高齢者女性青少年委員会(主査委員会)の公聴会
- ・ 9月29日 連邦議会で連立与党案を可決
- ・ 11月3日 連邦参議院同意

●基本的性格

従来の育児手当に代えて新たに導入される親手当の基本的性格は、支給額を子の出生前の就業所得の67%と定めていることからわかるように、「所得代替給付」である。所得代替給付とは、

失業手当を典型とするが、何らかの事故(例えば失業)が起きたときに、事故がなかったら得られたであろう所得を保障するものである。親手当の場合、育児にあたる親の休業期間中の経済的損失を補償することを目的とする。

しかし、親手当にはいくつかの特例措置がある。特に、300ユーロの最低額は、子の出生前の所得がゼロの者(例えば専業主婦など)にも保障され、その他の給付との調整も行われななど、「社会給付」の性格が強い。このことから親手当には、所得代替給付という基本的性格に社会給付の性格が加味されたと言えるだろう。^(注13)

●意義—「選択の自由」の保障

親手当構想を支持するメルケル首相(キリスト教民主同盟)は、ドイツの政治家の間には超党派で「選択の自由(Wahlfreiheit)」についてコンセンサスがあると語っている。同首相によれば、「選択の自由は、(実際に)選択の可能性^(注14)があることを前提とする」。つまり、条件が整っていなければ、職業を持つか持たないかについて「本当の」選択可能性はないというのである。

前述したように、従来の育児手当制度は、男女に、このような選択の自由を保障するものではなかった。法案の提案理由書でも述べているように、親手当は、これを改革し、「家庭と職業との選択可能性を拓く」^(注15)ものとして構想され導入されたのである。

●共同モデルへの歩み

家庭と職業との両立をめざす親手当制度において、基本になっているのは、スウェーデンに倣った、両親が共に働き共に育児にあたる共同モデルである。

このような共同モデルへの接近という観点からこれまでの歩みを振り返ってみると、次の2つのステップを認めることができる。

<第1のステップ> (2001年)

まず、第1のステップは、従来の育児休暇に代わる親時間の導入である。このとき、育児休業中に30時間までのパートタイム労働を行うことが可能になり、被用者には、一定の要件のもとに、親時間取得のために労働時間短縮を求める請求権が与えられた。こうして、両親が合計で週60時間までの労働を行いながら同時に親時間を取得するという新しいライフスタイルの展望が開かれた。これは、それまでの「期間連続型」の両立、つまり、就業を中断して育児にあたってから就業に復帰するという方式での両立とは明らかに異なるもので、就業と育児を同時に行う「同時並行型」の両立に向けて一歩踏み出したと見ることができる。^(注16)

しかし、前述したとおり、実際には父親の親時間取得率は低かった。前出の報告書では、父親が親時間を取得するかどうかを決定する最大の要因として、両親の所得状況を挙げている。すなわち、両親の所得が同程度であるか又は母親の所得の方が高い場合に、父親が親時間を取得する^(注17)というのである。

<第2のステップ> (2007年)

第2のステップは、育児手当に代わる親手当の導入である。父親の育児参加を促進するために、子の出生前の所得額に比例した額の手当を支給することで、実際上の選択可能性の条件を整えると共に、パートナー月を導入して、父親に対し育児休業取得のインセンティブを与えた。同時に、長期の離職による母親の貧困化を防止するため、最長2年間という手当の支給期間を短縮することにより、母親が早期に職場に復帰することを促進しようとしている。

●目標

こうして見てくると、親手当導入の目標は、明示的に掲げられていないものも含めて、次の3つにまとめられよう。

第一に、中高所得者層・高学歴層の出産の促

進である。このための仕組みが所得比例方式の給付である。現在は、大卒女性(35~39歳)の場合、子どものいる割合は39%に過ぎない^(注18)とされ、この統計数値は状況を象徴するものとして、親手当導入をめぐる議論において何度も引用されている。

第二に、父親の育児参加の促進である。パートナー月の創設、また所得比例方式の給付がそのための仕組みである。

第三に、母親の早期の職場復帰の促進である。そのために、手当の受給期間が短縮されている。

III 親手当制度をめぐる論点と今後の課題

1 所得額に比例した受給額

親手当の本質は所得比例方式の給付にあるが、この点に関しては根強い批判がある。左派(社会民主党の一部、左翼党)や社会福祉団体(無党派社会福祉連盟)は、高所得者ほど受給額が大きくなるのは、社会的に不公平であると批判している^(注19)。また、ケルン大学のブッターヴェツゲ教授(政治学)は、「最も必要のない人に最も多額の補助を与える点で、親手当は社会政策上のパラドックスである」と述べている^(注20)。強固な批判者の一人であるダルムシュタット社会裁判所のボルヒェルト判事や、エアフルト大学のザイラー教授(憲法・税法・社会法)は、親手当は基本法第3条第1項(平等原則)違反であるとして、連邦憲法裁判所への提訴を計画している^(注21)という。

これに対する反論としては、本来、親手当制度の趣旨は育児のための損失所得を補償することにある以上、高所得者ほど受給額が大きくなるのは当然であると主張するもの^(注22)、基礎額の保障や低所得者に対する優遇措置(支給率の加算)もあり、むしろ低所得者が優遇されていることを指摘するもの^(注23)、出生率の上昇という国の大きな政策目標を実現するために国が与える給付において差別化することは許されるとする見解^(注24)がある。

出されている。

2 「選択の自由」とは何か？

前述したとおり、親手当導入の推進者は、「選択の自由」という言葉を、職業と家庭間の選択という意味で使用している。その現状認識は、現実には「職業」を選択したいのに選択できない人（女性）がいるというものである。

しかし、伝統的な家族観を持つカトリック教会などには、手当の支給期間を短縮し母親の早期の職場復帰を促そうとする親手当制度は、「職業」を強制するものに見える。カトリック教会側も「選択の自由」の尊重を唱えているが、その意味は、家庭にとどまることを選択する自由である。カトリック家族連盟のブスマン会長がこの趣旨で批判を行っている^(注25)。

3 支給期間の短縮と保育施設の整備

実際、親手当の導入によって手当の支給期間が最大でも14か月に短縮されるのにもかかわらず、その後の保育施設が不足しているという問題は、深刻である。旧西ドイツでは伝統的に3歳までは家庭で育てるという考え方が強く、3歳未満児のための保育施設が十分に整備されてこなかった^(注26)。2005年、昼間保育拡充法が施行されるなど整備に向けての努力はなされているが、整備主体たるべき地方自治体の財政事情が

3歳未満児用保育施設の整備状況（2005年）

	供給率
全国	13.7%
旧西ドイツ地域	9.6%
旧東ドイツ地域	39.8%

(注) ドイツ青少年研究所の調査による。保育所外での保育（保育ママなど）も含む。また、旧西ドイツ地域にはベルリンが含まれている。

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *Kindertagesbetreuung für Kinder unter drei Jahren*, 2006.7, S. 6.

厳しいことから、依然として整備は立ち遅れている。これとは対照的に、旧東ドイツでは、両親の共働きが当然であったので、保育施設は十分に供給されていた。

このような状況のなかで、フォン・デア・ライエン連邦家庭高齢者女性青少年相（以下「連邦家庭相」とする。）が2007年2月9日の南ドイツ新聞とのインタビューで、2013年までに50万人分の保育施設（保育ママを含む）を増設することにより、1歳児及び2歳児の約35%が専門の保育者による保育を受けられるようにするという提案を行った。メルケル首相はこの方針を支持しているが、首相と連邦家庭相の所属するキリスト教民主同盟の中からは、財源の点から疑問視しこれに反対する声も出されている。また、同党の支持基盤に大きな影響力を持つカトリック教会の司教からは、「国の援助によって母親に出産後すぐ子どもを国に預けさせようとする家庭相は、女性を子どもを産む機械に貶めようとしている。」と連邦家庭相を批判する発言も飛び出した^(注28)。

他方で、連立政権のパートナーである社会民主党は、2007年2月26日に、更に強力な保育施設の整備構想を発表した。社会民主党の構想では、2010年までに1歳以上の子どもについて全日の保育請求権を導入することを謳っており、整備の財源としては、児童手当（第1子～第3子154ユーロ（約2万4000円）、第4子以降179ユーロ（約2万8000円）の引上げの凍結、夫婦合算分割課税の縮小などを提案している^(注29)。

こうして保育施設の整備をめぐる議論が沸騰するなか、連邦家庭相は、2007年2月26日、できれば3月中にも全州・連邦青少年家庭相会議の特別会議を開催して議論したいとの意向を示した^(注30)。4月2日、連邦及び州の家庭相並びに地方自治体連合団体の代表が集まって、いわゆる「保育所サミット」が開催された。この会議で、連邦家庭相の提唱どおり、2013年までに、3歳

未満児のための保育の供給率を少なくとも「欧州水準」の35%に引き上げることが合意された。この水準を達成するために2013年には30億ユーロ（約4719億円）もの追加支出が必要になると見込まれる。その資金調達と関係者（連邦、州、地方自治体）間での分担の方法についての合意の形成が次の課題であるが、4月16日の連立与党協議に、連邦家庭相が財源案を含む保育拡充計画を提出する予定となっている。^(注31) 議論を巻き起こしては、状況を動かしていくのが連邦家庭相の手法なのかもしれない。

4 州の育児手当との調整

育児手当・親時間（育児休暇）制度では、1989年生まれの子から、手当の支給期間と休業の認められる期間が切り離され、1992年生まれの子からは、手当支給期間2年に対し、育児休業（2000年生まれの子までは育児休暇、2001年生まれの子からは親時間）の期間は3年までとなった。^(注32) このような事情から、連邦の育児手当を補完するものとして、州独自の育児手当制度が設けられた。2004年5月現在、以下の州育児手当がある。^(注33)

- ・バーデン・ヴュルテンベルク州（12か月）
- ・バイエルン州（第1子：6か月、第2子以降：12か月）
- ・メックレンブルク・フォアポンメルン州（12か月）：2001年5月1日以降生まれの子から廃止。
- ・ザクセン州（9か月）
- ・テューリンゲン州（6か月）

これらは、育児休業が可能な3歳までは安心して休業できるように経済的援助を行うもので、早期の職場復帰を目指す親手当の考え方は真っ向から対立する。しかし、親手当の導入の際には、これらの州手当との調整の動きは全く見られなかった。今後、州育児手当の改革が必要になると思われる。

このうちテューリンゲン州は、「テューリンゲン家族攻勢（Familienoffensive）」と称する家族政策の挺入れを行い、2005年12月、家族支援法^(注34)を制定した。この法律により、保育施設法が制定され、2歳以上の子の保育請求権が導入された。また、州育児手当法が改正され、2歳児を対象として第1子150ユーロ（約2万4000円）から第4子以降300ユーロ（約4万7000円）まで支給月額に段階をつけた州育児手当を12か月支給することを定める一方で、親が子を保育施設に預ける場合には、州育児手当のうち150ユーロまでの請求権を保育施設に譲渡することを定めた。育児手当と保育施設の整備とを関連づける試みとして注目される。

バーデン・ヴュルテンベルク州政府は、2007年4月、従来の州育児手当を「州育児攻勢（Landeserziehungssoffensive：LEO）」と称する次のような「3本柱モデル」に組み替えることを決定した。^(注35)

① 州育児手当

月間純所得1,480ユーロ（約23万円。100ユーロ引上げ）以下の低所得家庭は、第1子・第2子205ユーロ（約3万2000円。従来どおり）、第3子以降240ユーロ（約3万8000円。67ユーロ引下げ）の育児手当を10か月（2か月短縮）受給することができる。

② 保育施設の拡充

③ 家庭の教育力強化のための親教育バウチャー

子の出生時に30ユーロ（約4700円）の親教育バウチャーを支給する。

3本柱と言っても、予定されている年間総額は、①の6000万ユーロ（約94億円）に対し、②③はそれぞれ800万ユーロ（約12億6000万円）、400万ユーロ（約6億3000万円）に過ぎず、相変わらず育児手当という所得移転政策に重点が置かれている。野党の90年同盟・緑の党は、シングルマザーを中心とする低所得家庭に対する支

援策としては、保育施設の拡充が最も求められているにもかかわらず、育児手当の支給に多額の支出を続けるのは、優先順位の付け方が間違っていると批判している^(注36)。

また、バイエルン州では、州政府の州育児手当改革法案が州議会で現在審議中である。法案は、従来どおり、第1子について6か月、第2子以降について12か月、州育児手当(第1子150ユーロ、第2子200ユーロ、第3子以降300ユーロ)を支給することを定めているが、新たに、保育施設に子を預けて働く親のために、第1子について6か月、第2子以降について12か月、「保育補助」(100ユーロ)を支給することを予定している。州労働社会家庭女性相は、これについて、就業及び家庭外保育と家庭内保育との選択の自由の保障に大きく役立つと説明しているが、野党の社会民主党と緑の党は、州育児手当の廃止を要求している^(注37)。

連邦の親手当制度が実施されるなかで、州政府の任務である保育施設の整備という大きな課題に今後どのように各州が取り組んでいくのか、注目される。

注

* インターネット情報はすべて2007年3月6日現在である(特記したものを除く)。

- (1) 齋藤純子「育児手当及び親時間に関する法律(連邦育児手当法)」『外国の立法』212, 2002.5, pp.9-19.
- (2) 2003年12月29日の2004年改正法(連邦法律公報第I部3,076頁)により第15条第1項、第2項から第7項まで、第16条第1項及び第18条第2項が、2004年12月27日の昼間保育拡充法(連邦法律公報第I部3,852頁)により第15条第4項が改められている。
- (3) 齋藤純子「【短信：ドイツ】「育児手当」から「親手当」へ—家族政策のパラダイム転換」『外国の立法』229, 2006.8, pp.164-170.
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/229/022908.pdf>>

- (4) ドイツでは、同性の者同士でも、管轄官庁での意思表示によって「人生パートナーシップ(Lebenspartnerschaft)」を締結することができる。詳しくは、戸田典子「人生パートナーシップ法—同性愛の「結婚」を認めたドイツ」『外国の立法』212, 2002.5, pp.20-36. ここには、2001年2月16日の制定時の法文の邦訳も含まれている。
- (5) 報告省令レート(平成19年3月分)に基づき、1ユーロ=157.3円として換算。以下の円表示も同じ。
- (6) 齋藤純子「ドイツにおけるパートタイム労働・有期労働契約法の改正」『外国の立法』209, 2001.6, pp.47-57中に、2000年の制定時の法文による邦訳が含まれている。同法第8条参照。
- (7) “Empfänger und Empfängerinnen von Erziehungsgeld 2003”, Statistisches Bundesamt, *Statistisches Jahrbuch 2005 für die Bundesrepublik Deutschland*, S.211; “Empfänger und Empfängerinnen von Erziehungsgeld 2004”, Statistisches Bundesamt, *Statistisches Jahrbuch 2006 für die Bundesrepublik Deutschland*, S.211.
- (8) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *Bericht über die Auswirkungen der §§ 15 und 16 Bundeserziehungsgeldgesetz*, 2004.
- (9) “Nachhaltige Familienpolitik im Interesse einer aktiven Bevölkerungsentwicklung”, 2003.
<<http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Internetredaktion/Pdf-Anlagen/nachhaltige-familienpolitik,property=pdf,bereich=,rwb=true.pdf>>
- (10) *Vertrauen in Deutschland. Das Wahlmanifest der SPD*, S.46.
<http://www.spd.de/040705_Wahlmanifest.pdf>
- (11) *Gemeinsam für Deutschland - mit Mut und Menschlichkeit, Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD, 11. 11. 2005*.
<<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Bundesregierung/Koalitionsvertrag/>>

- koalitionsvertrag.html>
- (12) Bundesregierung, “Elterngeld : Paradigmenwechsel in der Familienpolitik”, 02.05.2006.
<<http://www.bundesregierung.de/Nachrichten-12404.990849/artikel/Elterngeld-Paradigmenwechsel-i.htm>> (last access 2006.5.8) ;
Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, “Das Elterngeld kommt!”, *Aktuell*, 02.05.2006.
<<http://www.bmfsfj.de/Kategorien/aktuelles,did=75324.html>> (last access 2006.5.2)
- (13) Frauke Brosius-Gersdorf, “Das Elterngeld als Einkommensersatzleistung des Staates”, *Neue Juristische Wochenschrift*, 60.Jg., Heft 4, 2007, S.178 参照.
- (14) 2007年2月22日ベルリンでの開発政策に関するハイレベル会議での演説。全文は、Bundesregierung, “Rede von Bundeskanzlerin Merkel anlässlich der High-Level-Conference ‘Women’s Economic Empowerment as Smart Economics : A Dialogue on Policy Options’”.
<<http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Rede/2007/02/2007-02-22-rede-merkel-high-level-conference.html>>
- (15) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/1889, S.2. (法案の提案理由書)
- (16) Angelika Koch, “Teilzeitregelung in Führungspositionen für Beschäftigte mit Kindern”, *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 7/2007, SS.23-24参照。
- (17) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *op.cit.*(8), S.21.
- (18) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(15), S.15.
- (19) Kirsten Scheiwe/Christine Fuchsloch, “Rechtspolitische Ziele und rechtliche Gestaltungsmöglichkeiten eines Elterngeldes”, *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 39 Jg., Heft 2, 2006, S.38による。
- (20) Christoph Butterwegge, “Sozialpolitik paradox : Besserverdienende werden begünstigt”, *Soziale Sicherheit*, 5/2006, S.160.
- (21) “Elterngeld soll verfassungswidrig sein”, *Der Tagesspiegel online*, Dezember 28, 2006.
<<http://www.tagesspiegel.de/wirtschaft/nachrichten/familienfoerderung-elterngeld/86188.asp#>>
- (22) Scheiwe/Fuchsloch, *op.cit.* (19), S.39-40.
- (23) Brosius-Gersdorf, *op.cit.* (13), S.178.
- (24) *Ibid.*, SS.181-182.
- (25) Elisabeth Bußmann, “ „ Mit Mut und Menschlichkeit“, Eine Bewertung des Koalitionsvertrages aus Sicht des Familienbundes der Katholiken”, *Stimme der Familie*, 53. Jg., Heft 1-2/2006, SS.7-8.
<http://www.familienbund.org/bilder/_upload/zeitschrift-32.pdf> (last access 2006.6.5)
- (26) 齋藤純子「ドイツ 昼間保育拡充法の施行」『ジュリスト』1290, 2005.6.,p.117参照。
- (27) *Süddeutsche Zeitung*, Februar 9, 2007, S.1, 6.
- (28) *Ibid.*, Februar 23, 2007, S.1.
- (29) 夫婦の所得を合算したあとで半分ずつ配分して所得税率を決定する仕組み。所得税は累進税率となっているため、所得格差が大きい夫婦(例えば高給取りの夫と専業主婦の組み合わせ)ほどメリットが大きくなる。そのため、専業主婦家庭を優遇する制度という批判がある。
- (30) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, “Von der Leyen : ‘Vorschläge der SPD greifen zu kurz’”, *Pressemitteilung*, Nr. 172/2007.
<<http://www.bmfsfj.de/Kategorien/Presse/pressemitteilungen,did=95834.html>>
- (31) Bundesregierung, “Europäisches Niveau bei der Kleinkindbetreuung”, 02.04.2007.
<http://www.bundesregierung.de/nn_1272/Content/DE/Artikel/2007/04/2007-04-02-kinderbetreuung-konferenz-bm-mp.htm> (last access 2007.4.10)

- (32) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *op.cit.* (8), S.135.
- (33) *Ibid.*, S.137.
- (34) “Thüringer Familienförderungsgesetz Vom 16. Dezember 2005”, *Gesetz- und Verordnungsblatt für den Freistaat Thüringen*, 2005, S.365.
 <<http://www.thueringen.de/imperia/md/content/tmsfg/familienfreundlichsthueringen/familienfoerderungsgesetz.pdf>> (last access 2007.4.11)
- (35) Landesportal Baden-Württemberg, “Landesregierung beschließt Neukonzeption des Landeserziehungsgeldes” (Quelle : Ministerium für Arbeit und Soziales), 03.04.2007.
 <<http://www.baden-wuerttemberg.de/de/Meldungen/166323.html>> (last access 2007.4.10)
 及び“Ohne Kulturkampf”, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, Februar 7, 2007, S.10による。
- (36) “Brigitte Lösch : Landeserziehungsoffensive setzt falsche Akzente in der Familienpolitik”, Bündnis 90/Die Grünen im Landtag von Baden-Württemberg, *Pressemitteilung*, Nr. 122/2007, 27. März 2007.
 <http://www.bawue.gruene-fraktion.de/cms/default/dok/175/175246.brigitte_loesch_landeserziehungsoffensiv.htm> (last access 2007.4.10)
- (37) Gesetzentwurf der Bayerischen Staatsregierung, Gesetz zur Neuordnung des Bayerischen Landeserziehungsgeldes und zur Anpassung weiterer Rechtsvorschriften an das Bundeselterngeld- und Elternzeitgesetz (Bayerisches Landeserziehungsgeldgesetz-BayLErzGG).
 <<http://www.stmas.bayern.de/sozialpolitik/gesetzentwerfe/landeserzge.pdf>> (last access 2007.4.11)
- (38) Bayerisches Staatsministerium für Arbeit und Sozialordnung, Familie und Frauen, “Neugestaltung des Landeserziehungsgeldes”, *Presse*, 530. 06, 26. Oktober 2006.
 <<http://www.stmas.bayern.de/cgi-bin/pm.pl?PM=0610-530.htm>> (last access 2007.4.11)
- (39) “Landtags-Opinion für Abschaffung des Landeserziehungsgeldes”, *Presseberichte*, dpa, 29.03. 2007.
 <http://www.bayern.landtag.de/index_9078.html> (last access 2007.4.11)

参考文献（注で掲げたものは除く）

- ・『フランス・ドイツの家族生活—子育てと仕事の両立—』内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所，2006.
- ・ Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *Elterngeld und Elternzeit*, 2006.
 <<http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/Elterngeld-und-Elternzeit,property=pdf,bereich=,rbw=true.pdf>>
 （法律のテキストを含むこの小冊子のファイルは、連邦家庭高齢者女性青少年省のホームページから無償でダウンロードすることができる。）
- ・ Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/2785.
 （家庭高齢者女性青少年委員会の議決勧告及び報告）

（さいとう じゅんこ・海外立法情報調査室）

2006年12月5日の親手当及び親時間に関する法律 (連邦親手当及び親時間法)

Gesetz zum Elterngeld und zur Elternzeit
(Bundeselterngeld- und Elternzeitgesetz-BEEG)

Vom 5. Dezember 2006
(連邦法律公報第I部2,748頁)

齋藤 純子 訳

第1章 親手当

第1条 請求権を有する者

(1) 次の各号に掲げる要件をすべて満たす者は、親手当の請求権を有する。

1. 住所又は通常の居所をドイツ国内に有すること。
2. 自らの子と同一世帯において生活していること。
3. 前号にいう子を自ら世話し、かつ、養育していること。
4. 全く就業しておらず、又は完全には就業していないこと。

(2) 次の各号に掲げる者は、第1項第1号の要件の一を満たしていない場合でも、親手当の請求権を有する。

1. 社会法典第4編第4条^(注1)の規定によりドイツの社会保険法の適用を受ける者、又は、ドイツ国内において成立している公法上の勤務関係若しくは職務関係の範囲内で一時的に外国に派遣され、配置され若しくは配属されている者
2. 開発援助者法第1条にいう開発援助者に該当する者又はハンブルク福音伝道団、社団法人福音伝道団協同体、ドイツカト

リック伝道評議会若しくは聖霊降誕祭カリスマ伝道団協同体の構成組織若しくは協力組織になっている伝道団若しくは伝道協会の宣教師として活動している者

3. 一時的に国家間若しくは超国家の機関において勤務を行っているドイツ国籍を有する者、特に連邦派遣要綱に基づいて休職している官吏、又は一時的に官吏大綱法第123a条^(注2)の規定によって命じられた外国勤務を行っている者

第1文の規定に基づいて請求権を有する者と同一世帯において生活している配偶者又は人生パートナーについても、同様とする。

(3) 次の各号に掲げる者は、第1項第2号の規定にかかわらず、親手当の請求権を有する。

1. 養子にする目的で受け入れた子と同一世帯において生活している者
2. 配偶者又は人生パートナーの子を自らの世帯に受け入れた者
3. 父子関係の認知の意思表示をしたものの民法典第1594条第2項^(注3)の規定により当該認知が未だ効力を有さず、又は、父子関係の確認を請求したものの民法典第1600d条^(注4)の規定による当該確認についての決定が未だ下されていない子と同一世帯において生活

(1) 雇用を前提とする保険の権利義務に関する規定は、国内の雇用関係の範囲内で一時的に外国に派遣されている者にも適用されることを定める。

(2) 官吏には、本人の同意を得て、外国の公的機関における勤務を一時的に命じることができることを定める。

(3) 父子関係を認知しても、別の男性との間で父子関係が成立している限り、この認知は効力を有しないことを定める。

- している者
- 養子にした子及び第1文第1号にいう子については、この法律の規定は、出生の時点に代えて、請求権者のもとに受け入れた時点に基づいて、適用しなければならない。
- (4) 両親が重大な病気、重度の障害若しくは死亡のために自らの子を世話することができない場合、三親等までの血族及びその配偶者又は人生パートナーが、第1項に規定するその他の要件を満たし、かつ、他の請求権者によって親手当の請求が行われていないときは、親手当の請求権を有する。
- (5) 重大な理由から子の世話及び養育を直ちに引き受けることができない場合又は子の世話及び養育を中断しなければならない場合、親手当の請求権は、影響を受けない。
- (6) 週労働時間が月平均で30時間を超えない者、職業訓練のために就業している者、又は社会法典第8編第23条にいう適切な昼間保育者^(注5)であって昼間保育において5人以内の子を世話している者は、完全には就業していない。
- (7) 移動の自由の権利を認められていない外国人は、次の各号に掲げる者に限り、請求権を有する。
1. 定住許可を有する者
 2. 滞在許可を有する者であって、当該滞在許可によって職業活動を行う権利が認められており、又は認められていた者。ただし、

当該滞在許可が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- a) 滞在法第16条又は第17条^(注6)の規定により付与された場合
 - b) 滞在法第18条第2項^(注7)の規定により付与されており、かつ、雇用命令により連邦雇用庁の同意を与えることが許されるのが一定の最長期間に限られる場合
 - c) 滞在法第23条第1項^(注8)の規定により故国における戦争を理由として又は滞在法第23a条^(注9)、第24条^(注10)、第25条第3項から第5項^(注11)までの規定により付与された場合
3. 第2号cに掲げる滞在許可を有し、かつ、次の各号をすべて満たす者
- a) 連邦領域内に3年以上、適法に、許容されて又は猶予されて滞在していること。
 - b) 連邦領域内で権利を認められた職業活動を行っており、社会法典第3編に定める継続的金銭給付^(注12)を受給しており、又は親時間を取得していること。

第2条 親手当の支給額

- (1) 親手当は、子の出生月の前の12暦月に平均して得られた月間就業所得 (Einkommen) の67%の額が、1,800マルクを最高限度として、毎月、請求権者が就業所得を得られない完全月に対して、支払われる。就業所得としては、所得税法第2条第1項第1文第1号から第4

(4) 婚姻中（死亡による婚姻解消から300日以内を含む。）の出生又は認知によって父子関係が成立するのでない場合、父子関係は、裁判によって確認しなければならないことを定める。

(5) 他人の子を自宅又は当該子の家庭で保育する保育者（いわゆる保育ママ）のこと。専門知識を有する優れた保育者であれば、公的児童援助機関による斡旋の対象にもなる。

(6) 教育を目的とする滞在許可について規定する。

(7) 連邦雇用庁の同意がある場合等には、就労を目的とする滞在資格を付与することができることを定める。

(8) 州の最高官庁は、国際法上・人道上の理由により又は国の政治的利益の保護のために、特定国の外国人又はその他の特定の外国人集団に対し、滞在許可を付与するよう命ずることができることを規定する。

(9) 苛酷な場合における滞在の保障について定める。

(10) 一時的保護のための滞在の保障について定める。

(11) 庇護権者として認定された場合以外で、人道上の理由（拷問、死刑等の危険が予測される、出国が法律上又は事実上不可能など）によって滞在許可が付与される場合について定める。

(12) 社会法典第3編（雇用促進）に規定する職業教育補助、教育手当、失業手当、移行手当を指す。

- 号までにいう農林業経営、事業経営、独立的^(注13)労働、非独立的労働^(注14)による正の所得を、第7項から第9項までの規定にのっとり、考慮しなければならない。
- (2) 子の出生前の平均月間就業所得が1,000ユーロに達しない場合、支給率は、基準とされる当該所得が1,000ユーロを下回る2ユーロごとに、100%を上限として、67%に0.1%ずつ加算される。
- (3) 請求権者が、子の出生後、第1項の規定によって考慮される子の出生前の平均就業所得を平均して下回る就業所得を得る月については、これら出生前後の平均月間就業所得の差額に対し、第1項又は第2項の規定により基準とされる支給率の額の親手当が支払われる。子の出生前の平均月間就業所得は、その際、最高でも2,700ユーロの額に設定しなければならない。
- (4) 受給権者が満3歳未満の子2人又は満6歳未満の子3人以上と同一世帯において生活している場合には、第1項から第3項まで及び第5項の規定によって与えられる親手当は、75ユーロを最低額として、10%が加算される。請求権者が第1条第1項及び第3項の要件を満たし、かつ、第6項の規定による加算が行われないすべての子を考慮しなければならない。養子にした子及び第1条第3項第1文第1号にいう子については、受給権者のもとに受け入れてからの期間を当該子の年齢とみなす。社会法典第9編第2条第1項第1文にいう障害のある子の場合、第1文に規定する年齢の上限は、いずれも満14歳とする。加算額に対する請求権は、第1文に掲げる請求権の要件の一が満たされなくなった月の経過を

- もって終了する。
- (5) 親手当は、最低額でも300ユーロが支払われる。第1項第1文の規定により基準とされる子の出生前の期間に就業所得が得られなかった場合も、同様とする。第1文に規定する額は、第1項から第3項までの規定による親手当に追加しては支払われない。
- (6) 多胎児出生の場合には、第1項から第5項までの規定により与えられる親手当は、第2子以降の子1人につき300ユーロずつ加算される。
- (7) 非独立的労働による所得としては、この所得に課せられる税及びこの就業に基づいて納付される、雇用促進保険料を含む、社会保険の義務保険料の法定の被用者負担分の額を控除した、所得税法第9a条第1項第1文第1号^(注15)aに規定する概算額の12分の1として見積もられる必要経費を超える、金銭又は金銭価値による収入 (Einnahme) の剰余額を考慮しなければならない。所得税法第38a条第1項第3文にいうその他の収入 (Bezüge)^(注16) は、収入 (Einnahme) としては考慮しない。連帯付加税及び教会税を含む、源泉徴収される賃金税を、収入に課せられる税とし、予定納税の場合には、収入に課せられる月割額を、収入に課せられる税とする。使用者のこれらに関する月ごとの賃金・給料証明書を所得調査の基礎とする。請求権者が子の出生前に、第6条第2文の規定による支払期間の延長は別として、上の子について親手当を受給していた暦月は、子の出生前の所得調査の基礎とする12暦月を決定する際には、考慮しない。請求権者がライヒ保険法若しくは農業経営者疾病保険法による母親手当を受給していた暦月又

(13) 自由業を指す。

(14) 雇用を指す。

(15) 被用者に認められる概算控除額（現在は年間920ユーロ）について定める。

(16) 経常的な労働賃金としては支払われない労働賃金。祝い金、ボーナス（13月目・14月目の月給）、クリスマス手当など。

- は妊娠中に決定的に妊娠に帰せられるべき疾病のために就業所得が完全に若しくは部分的に失われていた暦月についても、同様とする。
- (8) 農林業経営、事業経営及び独立的労働による所得としては、これらの所得に課せられる税及びこれらの就業に基づいて納付される、雇用促進保険料を含む、法定社会保険の義務保険料の額を控除した利益 (Gewinn) を考慮しなければならない。所得税法第4条第3項^(注17)の要求を最低限満たす計算の結果として判明する利益を、所得調査の基礎とする。この方法によっては利益を調査することができない場合、20%の経営支出の概算額を収入から控除しなければならない。予定納税の場合には、連帯付加税及び教会税を含む、収入に課せられる所得税の月割額を、利益に課せられる税とする。請求権者が申請した場合には、第7項第5文及び第6文の規定を準用しなければならない。
- (9) 考慮されるべき農林業経営、事業経営及び独立的労働による所得の基礎となっている就業が、子の出生前の所得調査の基準となる全期間の間も、終了した直近の全税額査定期間の間も行われていた場合には、第8項の規定にかかわらず、当該査定期間について発せられた税額査定通知書から判明する平均月間利益を、子の出生前のこれらの就業による平均月間所得とする。当該査定期間中に第7項第5文及び第6文の要件が存在した場合は、この限りでない。子の出生前の所得調査の基準となる期間中に、非独立的労働による追加所得が得られた場合には、非独立的労働による所得の基礎となっている就業についても第1文及び第2文の要件が満たされているときに

限り、第1文の規定を適用しなければならないものとし、この場合には、第1文に規定する査定期間の基礎となっている利益調査期間中に非独立的労働によって平均して得られた月間所得を、第7項に規定する出生前の平均月間所得とする。第1文の規定を適用する場合には、連帯付加税及び教会税を含む、税額査定通知書に示された所得税の、収入に課せられる月割額を、利益に課せられる税として計上しなければならない。

第3条 その他の給付の算入

- (1) ライヒ保険法又は農業経営者疾病保険法により出産後の期間について母親に与えられる母親手当は、母親保護法第13条第2項に規定する母親手当^(注18)を除いて、第2条の規定により母親に与えられる親手当に算入される。親手当の受給期間中の母親に、次子の出産前の期間について与えられる母親手当についても、同様とする。第1文及び第2文の規定は、母親保護法第14条^(注19)に規定する母親手当の付加給付並びに官吏法及び兵士法上の規定により就業禁止期間について与えられる給与、採用予定者給与及び付加給付についても同様とする。第1文から第3文の規定による給付が子の月齢月の一部についてのみ与えられる場合、これらの給付は、親手当の対応する部分にのみ算入しなければならない。
- (2) 請求権者が、子の出生前の就業所得の代わりに、出生後、この就業所得の全部又は一部を代替することが目的として規定されている他の収入を得る間は、これらの収入は、代替される所得に対して与えられる親手当の額が300ユーロを超えない限り、親手当に算入され

(17) 会計帳簿の記帳及び定期的な決算を義務づけられておらず、これらを行っていない納税義務者について、簡素化された利益算定方法を定める。

(18) 被保険者本人以外の者に連邦から支給される。最高でも合計210ユーロ。

(19) 女性被用者は、就業禁止期間中、その使用者から、母親手当 (最高日額13ユーロ) と法定の控除を行った平均労働報酬日額との差額分の付加給付を受けることを定める。

るものとし、この額は、多胎児出産の場合、第2子以降の子1人につき300ユーロずつ加算される。第1項第4文の規定を準用しなければならない。

- (3) 第1条に規定する請求権者が、ドイツ国外で又は国家間若しくは超国家の機関に対して請求権を有する、親手当に相当する給付は、親手当と同一の期間について与えられ、かつ、欧州共同体設立条約に基づいて定められた規則を適用することができない限り、親手当に算入される。第1文に掲げる親手当に相当する給付の申請が行われていない限り、親手当の請求権は、当該給付の受給可能額まで停止される。

第4条 受給期間

- (1) 親手当は、子の出生の日から月齢満14月に達するまでの間、受給することができる。養子にした子及び第1条第3項第1号にいう子については、請求権者のもとに受け入れられた時点から14月の期間の間、ただし子が満8歳に達するまでを最長として、親手当を受給することができる。
- (2) 親手当は、子の月齢ごとに月払いで支給される。親は、合計で12月分の請求権を有する。更に2月間、就業所得の減少が生じる場合には、親は更に2月分の請求権を有する。親は月払いの親手当をそのつど交代で又は同時に受給することができる。
- (3) 親の一方が親手当を受給できるのは、最高12月とする。第3条第1項又は第3項の規定により算入されなければならない給付が与えられる子の月齢月は、請求権者が親手当を受給している月とみなされる。第1文にかかわらず、就業所得の減少が生じ、かつ、もう一方の親による世話が民法典第1666条第1項及び第2項にいう子の福祉の危機につながるおそれがあり、又は、特に、重大な疾病若しく

は重度の障害のゆえにその子を世話することができないという理由で、もう一方の親による世話が不可能である場合には、親の一方が14月について親手当を受給することができるものとし、世話が不可能であるか否かを認定する際には、経済的な理由又は別の活動のための支障という理由は考慮しない。次の各号のすべてが満たされる場合も、親の一方に14月について親手当が与えられる。

1. 親としての配慮 (elterliche Sorge) 若しくは少なくとも居所指定権が親の一方に単独で認められ、又は当該子についての親としての配慮若しくは少なくとも居所指定権を一時的に委任する仮命令を親の一方が得ていること。
 2. 就業所得の減少が生じること。
 3. もう一方の親が当該親の一方とも子とも同一住居において生活していないこと。
- (4) 請求権は、請求の要件が失われた月の経過をもって終了する。
- (5) 第2項及び第3項の規定は、第1条第3項及び第4項の場合に準用する。配慮権を有しない方の親及び第1条第3項第2号及び第3号の規定により親手当を受給することができる者は、配慮権を有する方の親の同意を必要とする。

第5条 請求権の競合

- (1) 両親の双方が請求権の要件を満たす場合、両親のどちらがどの月について請求するかは当該両親が決定する。申請においてなされた決定は、拘束力を有する。特別に苛酷な場合、すなわち特に、申請後に、親の一方若しくは子が重大な疾病に罹患し、重度の障害を生じ、若しくは死亡した場合又は両親の経済的生存が相当な危機に陥った場合には、受給期間の終了までに一度の変更が可能である。
- (2) 両親の双方が、合計すると、これらの者に

与えられる12月又は14月を超える月について親手当を請求した場合、月数の半分を超えない方の親の請求権は短縮されないが、もう一方の親の請求権は、残りの月数に短縮される。両親の双方が定められた月数の半分を超える親手当を請求した場合には、親のそれぞれに月数の半分が与えられる。

- (3) 第1項及び第2項の規定は、第1条第3項及び第4項の場合に準用する。配慮権を有しない方の親又は第1条第3項第2号及び第3号の規定により親手当を受給することができる者との間で合意が得られない場合には、第2項の規定にかかわらず、配慮権を有する方の親の決定のみによる。

第6条 支払い及び延長可能性

親手当は、支給の対象月として指定されている月の間に支払われる。与えられるべき月払いの親手当は、申請があれば、支払期間が2倍になるように、それぞれ分割して半額ずつ支払われる。毎月の親手当の残りの半額分は、請求権者に最初の半額分の支払いが最後に行われた月の翌月から支払いが開始される。

第7条 申請

- (1) 親手当は、文書によって申請しなければならない。親手当は、親手当の申請書が提出された月の開始前の直近3月のみについてさかのぼって支給される。
- (2) 申請書には、申請の対象となる月を記載しなければならない。第4条第3項第3文及び第4文の場合並びに単独で配慮権を有する者が申請を行う場合を除き、申請書には、申請を行う者及びその他の請求権者が署名しなければならない。その他の請求権者は、自らの請求によって第4条第2項第2文及び第3文に規定する上限を超えるおそれがある場合に

は、同時に、自らが請求する親手当の申請を行い、又は、自らが請求する親手当の月数を官署に届け出ることができる。第3文に規定するその他の請求権者の申請書も届出も官署に提出されていない場合には、申請者が月払いの親手当の支払いを受けるものとし、その他の請求権者があとから申請を行った場合、この者は、第5条第2項の規定にかかわらず、第4条第2項第2文及び第3文の規定に照らし残されている月のみについて親手当を受給することができる。

第8条 情報提供義務、付随規定

- (1) 申請書に見込みの就業所得を記載した場合には、受給期間の終了後に、この期間中の実際の就業所得を証明しなければならない。
- (2) 申請書の記載により受給期間中に就業所得が得られないことが見込まれる場合には、申請書の記載に反して就業所得が得られたときは取り消すことを留保して、親手当が支払われる。
- (3) 子の出生前の就業所得を調査することができない場合又は申請書の記載により受給期間中に就業所得が得られることが見込まれる場合には、実際の就業所得が証明されるまで、実際のものとして示された就業所得を考慮して暫定的に親手当が支払われる。

第9条 所得及び労働時間の証明、使用者の情報提供義務

就業所得又は週労働時間の証明に必要とされる場合には、使用者は、被用者に対し、その労働報酬、控除した賃金税及び社会保険料の被用者負担分、並びに、求めがあれば、労働時間を証明しなければならないものとし、以前の使用者についても同様とする。家内労働において就業している者及びこれに類する者（家内労働法第1条第1項及び第2項）に

については、使用者を委託者又は中間引受人に置き換える。

第10条 その他の社会給付との関係

- (1) 親手当及びこれに相当する州の給付並びに第3条の規定により親手当に算入される給付は、合計で月額300ユーロまでの額は、他の所得に支払いが左右される社会給付が行われる際に所得として考慮されない。
- (2) 親手当及びこれに相当する州の給付並びに第3条の規定により親手当に算入される給付は、300ユーロまでの額は、法規に基づくその他の給付であって請求権の存しないものを与えないための根拠とすることは許されない。
- (3) 第6条第2文の場合には、親手当は、150ユーロまでに限り、所得として考慮されず、かつ、150ユーロまでに限り、法規に基づくその他の給付であって請求権の存しないものを与えないための根拠とすることは許されない。
- (4) 第1項から第3項までの規定により考慮すべきでなく又は根拠とすべきでない額は、多胎児出生の場合には、出生した子の数を乗じる。

第11条 扶養義務

扶養義務が親手当及びこれに相当する州の給付の支払いによって影響を受けるのは、支払いが月額300ユーロを超える場合に限られる。第6条第2文の場合、影響を受けるのは、支払いが150ユーロを超えるときに限られる。第1文及び第2文に掲げる額は、多胎児出生の場合には、出生した子の数を乗じる。第1文から第3文までの規定は、民法典第1361条

第3項、第1579条及び第1603条第2項並びに第1611条第1項^(注20)の場合には、適用しない。

第12条 管轄、費用の調達

- (1) 州政府又はその委任を受けた機関は、この法律の施行を管轄する官署を指定する。当該官署は、親時間について助言する義務も負う。第1条第2項の場合には、請求権者が国内の最後の住所を有していた区の、この法律の実施のために州の指定する官署が管轄するものとし、請求権者の派遣を命じている所属長若しくは使用者又は請求権者の配偶者若しくは人生パートナーの使用者が国内の住所を有している区の官署が補助的に管轄する。
- (2) 連邦は、親手当のための支出を負担する。

第13条 法的手段

- (1) 第1条から第12条までの事案における公法上の紛争については、社会裁判権を有する裁判所が決定する。社会裁判所法第85条第2項第2号^(注21)の規定は、管轄機関が第12条によって指定されることを条件として、適用する。
- (2) 不服申立て及び取消しの訴えは、執行停止の効力を有しない。

第14条 過料規定

- (1) 故意又は過失により次の各号に掲げる行為をなす者は、秩序違反を犯したものとする。
 1. 第9条の規定に違反して、同条に掲げる事項の証明を行わず、正しく行わず、完全には行わず、又は適時に行わないこと。
 2. 第8条第1項第1文の規定とも関連した社会法典第1編第60条第1項第1文^(注22)の規定に違反して、届出を行わず、正しく

(20) 公正の理由による扶養の減額及び未成年の子の扶養請求権について決定しなければならない場合。

(21) 行政行為に対する異議申立てに対応が取られなかった場合、社会保険の事案については当該社会保険の最高意思決定機関である代表者会議が指定する機関が異議申立通知を発することを定める。

(22) 給付に関係するすべての事実を届け出る社会給付の申請者・受給者の協力義務について定める。

- 行わず、完全には行わず、又は適時に行わないこと。
3. 社会法典第1編第60条第1項第1文第^(注23)2号の規定に違反して、通知を行わず、正しく行わず、完全には行わず、又は適時に行わないこと。
4. 社会法典第1編第60条第1項第1文第^(注24)3号の規定に違反して、証明書類の提出を行わず、正しく行わず、完全には行わず、又は適時に行わないこと。
- (2) 秩序違反に対しては、2,000ユーロ以下の過料を科すことができる。
- (3) 秩序違反法第36条第1項第1号にいう行政官庁は、第12条第1項第1文及び第3文に掲げる官署とする。

第2章 被用者のための親時間

第15条 親時間の請求権

- (1) 被用者は、次の各号のいずれも満たす場合には、親時間の請求権を有する。
1. 次のaからcまでのいずれかの子と同一世帯において生活していること。
 - a) 自らの子
 - b) 第1条第3項又は第4項に規定する請求権の要件を満たす子
 - c) 社会法典第8編第33条^(注25)に規定する全日養護 (Vollzeitpflege) のために受け入れた子
 2. 前号の子を自ら世話し、かつ、養育していること。
- 配慮権を有しない方の親及び第1文第1号b又はcの規定により親時間を取得することができる者は、配慮権を有する方の親の同意を必要とする。

- (2) 親時間の請求権は、子が満3歳に達するまで存する。母親保護法第6条第1項に規定する母親保護期間^(注26)は第1文に規定する上限に算入する。子が2人以上いる場合、親時間の請求権は、第1文にいう期間が重複するとしても、子のそれぞれについて存する。親時間の期間のうち最長12月分は、使用者の同意があれば、満8歳に達するまでの期間に移すことができるものとし、子が2人以上いるために第1文にいう期間が重複する場合についても、同様とする。養子にした子及び全日養護又は養子とする前の養護 (Adoptionspflege) を行う子の場合には、親時間は、請求権者のもとに受け入れた時点から、当該子が満8歳に達するまでを最長として、合計3年まで取得することができるものとし、第3文及び第4文の規定は、期間の配分について規定している限りにおいて準用することができる。請求権は、契約によって排除し、又は制限することはできない。
- (3) 親時間は、両親が分担して、両親のそれぞれが単独で又は双方が共同で取得することができる。第1文の規定は、第1項第1文b及びcの場合に準用する。
- (4) 被用者は、親時間の期間中、週労働時間が30時間を超えない範囲で就業することが許される。社会法典第8編第23条にいう適切な昼間保育者は、週保育時間が30時間を超えても昼間保育において5人までの子を世話することができる。第1文の規定により他の使用者のもとでのパートタイム労働又は独立的就業を行う場合は、使用者の同意を要する。当該使用者は、4週以内に限り、差し迫った経営上の理由から、文書により同意を拒否す

(23) 給付に係る事情の変更を遅滞なく通知する社会給付の申請者・受給者の協力義務について定める。

(24) 証明資料に署名し、求めがあれば証明書類を提出する社会給付の申請者・受給者の協力義務について定める。

(25) 精神障害児に対して全日養護による養育援助を出身家庭とは別の家庭において提供することを定める。

(26) 原則産後8週間の就業禁止期間。

ることができる。

(5) 被用者は労働時間の短縮及びその具体的方式を申請することができる。当該申請について、被用者及び使用者は、4週以内に合意するものとする。申請は、第7項第1文第5号に規定する文書による通知に結び付けることができる。第4項を遵守する限りにおいて親時間の期間開始の前に行っていたパートタイム労働を親時間の期間中も変更なく継続する権利、及び、親時間の期間終了後に親時間の期間開始の前に合意していた労働時間に戻す権利は、影響を受けない。

(6) 第5項に規定する合意が不可能である場合には、被用者は、第7項の要件のもとに、親時間の全期間中に2回、使用者に対して自らの労働時間の短縮を請求することができる。

(7) 労働時間の短縮の請求権は、次の各号に掲げる事項を要件とする。

1. 使用者が、職業訓練中の者を除いて、通常、15人を超える被用者を雇用していること。

2. 当該の事業所又は企業における被用者の労働関係が、中断することなく6月を超えて存続していること。

3. 契約により合意された通常の労働時間を2月以上、週15時間以上30時間以下の時間数に短縮しようとするものであること。

4. 請求に対抗する差し迫った経営上の理由がないこと。

5. 請求が短縮開始の7週前に文書によって使用者に通知されていること。

申請書には、労働時間短縮の開始時期及び短縮後の労働時間数を含まなければならない。短縮後の労働時間について希望する配置は、申請書に記載するものとする。使用者は、請求された労働時間短縮を拒否しようとする場合、4週以内に文書による理由説明を付してこれを行わなければならない。使用者が労働

時間短縮に同意せず、又は適時に同意しない場合、被用者は、労働問題を管轄する裁判所に訴えを提起することができる。

第16条 親時間の請求

(1) 親時間を請求しようとする者は、遅くとも期間開始の7週前に文書により使用者に親時間を要求し、それと同時に2年間のうちのどの時期に親時間を取得する予定であるかを言明しなければならない。差し迫った理由がある場合には、例外的に、それよりも短い適当な期限とすることも可能である。母親が母親保護期間の終了に続けて親時間を取得する場合には、母親保護法第6条第1項に規定する母親保護期間を、第1文に規定する期間に算入する。母親が母親保護期間終了後の保養休暇に続けて親時間を取得する場合には、母親保護法第6条第1項に規定する母親保護期間及び保養休暇の期間を、第1文に規定する2年の期間に算入する。親時間の期間は、2期に分割することができるものとし、それ以上の分割は、使用者の同意が得られる場合にのみ可能である。使用者は、被用者に対し、親時間の期間を証明しなければならない。

(2) 被用者本人が責任を負うことのできない理由から、母親保護法第6条第1項の母親保護期間に連続する親時間を適時に要求することができない場合、被用者は、当該理由の消失後1週以内であれば、これを遅れて行うことができる。

(3) 親時間の期間は、使用者が同意する場合には、予定より早く終了し、又は第15条第2項の範囲内で延長することができる。次子の出生又は第5条第1項第3文にいう特別に苛酷な場合を理由とする予定より早い終了については、使用者は、4週以内に限り、差し迫った経営上の理由から、文書によりこれを拒否することができる。女性被用者は、母親保護

法第3条第2項^(注27)及び第6条第1項の母親保護期間を理由として自らの親時間の期間を予定より早く終了することはできないが、パートタイム労働が許されている期間中は、この限りでない。予定していた請求権の交代を重大な理由から行うことができない場合には、延長を要求することができる。

- (4) 親時間の期間中に子が死亡した場合、当該親時間の期間は、子の死亡後遅くとも3週後に終了する。
- (5) 被用者は、請求権に関する変更を使用者に遅滞なく通知しなければならない。

第17条 休暇

- (1) 被用者が休暇年ごとに権利として認められる保養休暇について、使用者は、被用者が親時間を取得する完全な暦月ごとに12分の1ずつ短縮することができる。被用者が親時間の期間中に自らの使用者のもとでパートタイム労働を行っている場合は、この限りでない。
- (2) 被用者が権利として認められる休暇を親時間の期間開始前に全く又は完全には取得していなかった場合、使用者は、親時間の期間終了後、現在又は次の休暇年中に残りの休暇を与えなければならない。
- (3) 労働関係が親時間の期間中に終了し、又は親時間の期間終了後に継続されない場合、使用者は、与えられなかった休暇を金銭によって補償しなければならない。
- (4) 被用者が親時間の期間開始前に、第1項の規定により権利として認められる日数を超える日数の休暇を取得していた場合、使用者は、親時間の期間終了後に当該被用者に権利として認められる休暇を、超過して与えられた日数だけ短縮することができる。

第18条 解約からの保護

- (1) 使用者は、親時間の要求がなされた時点以降、ただし最長でも親時間の期間開始の8週前以降及び親時間の期間中は、労働関係の解約を告知することは許されない。特別な場合には、例外的に、解約告知について許可されたことを宣言することができる。許可の宣言は、労働保護を管轄する州の最高官庁又はその指定する機関が行う。連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、第2文を施行するための一般行政規則を定めることができる。
- (2) 次の各号に掲げる場合には、第1項の規定を準用する。
 - 1. 被用者が親時間の期間中に同じ使用者のもとでパートタイム労働を行っている場合
 - 2. 被用者が、親時間を請求していないが、パートタイム労働を行っており、かつ、第4条第1項に規定する受給期間の間に第1条に規定する親手当の請求権を有している場合

第19条 親時間の期間終了時の解約

被用者は、3月の解約告知期間を遵守した場合に限り、親時間の期間終了時に労働関係の解約を告知することができる。

第20条 職業訓練のために就業している者、家内労働において就業している者

- (1) 自らの職業訓練のために就業している者は、この法律にいう被用者とみなす。親時間の期間は、職業訓練期間に算入しない。
- (2) 家内労働において就業している者及びこれに類する者（家内労働法第1条第1項及び第2項）も、作業工程に従事している限り、親時間の請求権を有する。これらの者については、使用者を委託者又は中間引受人に、労働

²⁷⁾ 産前6週間の原則就業禁止を定める。

関係を就業関係に置き換える。

第21条 期間の定めのある労働契約

- (1) 母親保護法による就業禁止の期間、親時間の期間、労働協約、事業所協定若しくは個別契約による合意に基づく、子の世話のための労働免除の期間について又はこれらの期間を合わせた期間について若しくはそのうちの一部の期間について、他の被用者の代理として被用者が雇用される場合には、労働関係の期間を定めることを正当化する客観的な理由が存する。
- (2) 第1項に規定する代理の期間を超えて、入職指導のために必要な期間について期間を定めることは、許される。
- (3) 労働関係の期間を定める場合、当該期間は、年月日によって定められ、若しくは定めることが可能であり、又は第1項及び第2項に掲げる目的から察知することのできるものでなければならない。
- (4) 親時間の期間が使用者の同意を得ずに予定より早く終了し、かつ、被用者がその親時間の期間の予定より早い終了を通知した場合、使用者は、少なくとも3週かつ早くとも親時間の期間終了時という解約告知期間を遵守していれば、期間の定めのある労働契約の解約を告知することができる。使用者が第16条第3項第2文の場合において親時間の期間の予定より早い終了を拒否することが許されないときは、第1文の規定を準用する。
- (5) 解約保護法は、第4項の場合には適用することができない。
- (6) 第4項の規定の適用が契約により排除されている場合には、これを適用しない。
- (7) 労働法の法律又は命令の範囲内において、就業している被用者の人数が問題となる場合、当該人数の調査の際には、親時間の期間中の被用者又は子の世話のために勤務を免除

されている被用者は、第1項の規定に基づいてその被用者の代理が雇用されている限り、算入することができない。当該代理を算入することができない場合は、この限りでない。労働法の法律又は命令の範囲内において、職の数が問題となる場合には、第1文及び第2文の規定を準用する。

第3章 統計規定及び末尾規定

第22条 連邦統計

- (1) この法律の効果を評価するため及びこの法律を更に発展させるために、親手当の受給に関する継続的な調査を連邦統計として実施しなければならない。調査は、中央で連邦統計庁が行う。
- (2) 統計は、第3項の規定にのっとり、2007年3月31日を初回として、四半期ごとに3暦月をさかのぼって、次の各号に掲げる調査指標を把握する。
 1. 申請の許可又は拒否
 2. 最初の受給年月
 3. 最終の受給年月
 4. 第1条に規定する受給権の種類
 5. 支給月額の算定基礎（第2条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項又は第6項）
 6. 最初の完全支給月額
 7. 最終の支給月額
 8. 育児手当の受給見込み期間
 9. 第3条の規定により算入されるその他の給付の種類及び額
 10. 延長可能性の利用（第6条）
 11. パートナ一月の請求及び数（第4条第2項及び第3項）
 12. 子の出生年月日
 13. 申請者について
 - a) 性別、出生年月
 - b) 国籍
 - c) 住所又は通常の居所

d) 家族状況

e) 子の数

(3) 2007年については、すべての申請について、第2項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第13号までに規定する事項を、2008年以降については、終了したすべての受給について、第2項第2号から第7号まで及び第9号から第13号までに規定する事項を届け出なければならない。

(4) 次の各号に掲げる事項を補助指標とする。

1. 管轄する官署の名称及び宛先
2. 問い合わせ先となる者の氏名、電話番号及び電子メールのアドレス

第23条 情報提供義務、データの伝達

- (1) 第22条に規定する調査については、情報提供義務が存する。第22条第4項第2号に規定する事項の届出は、任意とする。第12条第1項の規定による管轄機関が情報提供義務を負う。
- (2) 十分な裏づけのある届出事項は、報告期間の終了後30日が経過するまでに、個々のデータレコードとして電子的に連邦統計庁に伝達しなければならない。

第24条 伝達

当該分野を管轄する連邦又は州の最高官庁に対しては、個々の事例の規制のためでなく、立法機関に向けての利用のため及び計画立案の目的のために、連邦統計庁から、統計結果を添付した表を、その各欄が唯一の事例を表示している場合でも、伝達することが許される。各欄が唯一の事例を表示している表を伝達することが許されるのは、県レベルよりも細分し、都市州にあつては区レベルよりも細

分して統計結果の評価が行われていない場合に限られる。

第25条 報告

連邦政府は、ドイツ連邦議会に、2008年10月1日までに、この法律の効果及び場合によっては必要となるこれらの規定の今後の発展に関する報告書を提出する。この報告書に個人情報が含まれることは、許されない。

第26条 社会法典の適用

- (1) 親手当に関するこの法律が明確に規定していない限り、第1章の施行の際には、社会法典第10編第1章の規定を適用しなければならない。^(注28)
- (2) 社会法典第3編第331条の規定を準用する。^(注29)

第27条 経過規定

- (1) 2007年1月1日より前に出生した子又は養子にする目的で受け入れた子については、連邦育児手当法第1章及び第3章の規定を、2006年12月31日まで効力を有した法文により、今後も適用しなければならないものとし、この場合には親手当の請求権は存しない。
- (2) 第2章の規定は、第1項に掲げる場合には、第15条第1項第1文第1号bの審査の際に子の出生又は受入れの時点は問わないものとして、適用しなければならない。2007年1月1日より前の時点に与えられる親時間の請求権は、2008年12月31日まで行使することができる。
- (3) 第1項の場合、連邦育児手当法第18条第2項第1文第2号の規定は、2006年12月31日まで効力を有した法文により、今後も適用しなければならない。

(28) 行政手続について定める。

(29) 連邦雇用庁が継続給付の支払いを一時停止できる場合について定める。

(4) 育児手当に相当する州の給付については、
連邦育児手当法第 8 条第 1 項及び第 9 条の規
定を、2006年12月31日まで効力を有した法文

により、今後も適用しなければならない。

(さいとう じゅんこ・海外立法情報調査室)